座右書

三

和書門
類
一七四五九號
一七三函
一三架
七冊

内閣文庫
和書
類
一七四五九號
七冊
一五四函
一四架

内閣文庫
番號 和 17459
冊數 7 (3)
函號 154 211

国立公文書館
National Archives of Japan

座右書巻第三

目録

大的
生的
百手的
小的
圓的
奉射
三的
茅康
圓物
武利々々
挾物
挾物乃々

一橋家圖書

浅草文庫

花廼家文庫

国立公文書館
National Archives of Japan

○一大的　法量物云大的事　的の巾五尺許す　的と串とに間六寸八寸下六
寸的場に遠サ弓杖三十三杖ほ歩て三十二杖ほ可立横串七尺六寸内の
六尺八寸立串ほ高さ二寸的の絵少画ること許へ
七寸絵三寸六分二寸五分三寸ほ画ること　せひの長サ二寸六分
一　的の周書云的あひ三十三杖ほ歩法むること　中ハ高ること　歩法むること　又
杖のかぶりとやるる歩て行ほ少宛歩てる弓わこの間へ少々なを答を
法き入て歩て行ハ的あひ近く成へ　杖のかぶりとやハけること　秘伝こい
つもこれ　弓ほて歩へ　ほ画ること　法
一　射手持長記云数塚の乃事　言サ一尺許す前と後との弓杖一杖後
乃数塚一尺寸的の方へ可出也　前の数塚の中ほ石を一ツ入也　数塚ほ
て後ほ弓石（セキ）ほて射ほ可立ほ　前ほ
一　的の周書云矢ほ　矢ほ　矢ほ　矢ほ　貞丈云数塚の部別ほあり尺寸
くいありハ者と後ほ立へ　法　貞丈云矢まハ　ハ矢ましも矢申と書すり
一　射手持長記云矢ほハ的の後ほ可居　矢ほ　矢ほ　矢ほ

一 又云同法度の目といへるも此一目法度の目なり 法度の目
とハ定りたる目つゝひの事也 別当の居也
一 又云かちゝよりハ弦なとの切もたる程なる
作りてとりよ作るぬ付ハそれまてそれあをつりてそれあをとぬる也
生一乃兄居秘伝ハ 行篇 ゝ
一 射門持長記云大的ゝと何ゝ矢といへそらよりて矢とびゝ又
ゝちゝりた矢れもとゝめんゝ蔵めれてそれ的へ秘る也
一 忠国書云所的の日記ゆも弓場始射ゝ書 自文云射ゝ事ゝ乃ゝ書ゝ
一 国的国書云大的の せゝの射ゝ ゝ せゝの頭なかハ二の思ゝ ゝ的の地乃色
芝ハ加ゝらゝ二すハ尾乃方まて的の端の方へゝ的の地乃色
芝ゝゝ白ゝあゝ せゝのゝらゝ的のゝゝるゝの方へ頭へ尾ゝ
ゝゝへゝゝ頭なかのきゝゝ弦かきざゝゝて矢より的ゝゝゝ裏へゝゝ
ゝゝて 作射矢ゝゝ 弦ゝ蝉の長サ二すなかも也 射ゝ作ゝ 弦作ゝ
事ハ 刑 せゝの射ゝを ゝ ゝ 法別
一 国的国書云大的の 的の事中のゝゝを ゝゝ
二ゝ思ゝ中へし端のゝハ正形のゝゝ一のゝ思ゝ ハゝゝ

二乃思ゝとハ中の思ゝを中ゝ 中巻 せゝゝ もさ二すゝ尾の方ハ白ゝゝ
かゝゝ的ハ的の地のゝゝ白くすゝ 法
一 又云大的の射ゝ前の事の的の事ゝ弓杖一杖ゝ
ゝて矢より杖ゝ杖ゝ的ゝゝ的場中も全中ゝ的
の的ゝゝ焼ゝ同弓ゝの方ゝと前の教師の稽ゝ弓杖一杖ゝ
矢ゝ杖中ゝのゝゝ的ゝゝ前ゝ
風ゝゝて的の方の後ゝ焼ゝ思ゝ杖ゝ内和
ゝゝハ足ゝゝゝハ弓ゝの方的の方ゝの方ゝ的の
全中ゝ多くゝ三形ゝ法別 ゝて ゝ
又云大的の射ゝ乃射ゝの事ゝ法 射ゝ二度目ハ後ゝ先射ゝ 甲矢
ゝゝゝゝハ後の射ゝ ゝ矢 ゝ射ゝ
時同ゝゝ二度めゝハ後の射ゝ ゝ射ゝ
最ゝ二度めハ前ゝ ゝ射又ゝ ゝ射ゝ
ゝ二度めハ ゝ射ゝ二度目ハ前ゝ ゝ射ゝ
ゝの射ゝ同ゝ射ゝ中ハ甲矢の射の事

也乙矢の射もいとゞ射あさ紀るゝ不為ゆゑ
是て相ゆもゝ届ゝるゝ射ゝ届ゝるよ
又云所的ハ射ハ乙矢所免とゝるゝ矢つゞひの中的の射ゝ方ゝ命ゝ後
めの甲矢ゝて射ゝて乙矢ゝ所免ゝとゝるゝ矢ゝ
ゝゝゝゝて所免ゝるゝもゝ乙矢所免ゝとゝるゝ射ゝ乙ゝ
乃ゝ乙ゝ後ゝの後の乙乃射ゝ射ゝ射ゝ又ゝ弓ゝ方ゝ命ゝ
射ゝ射ゝ後ゝの人ゝ射ゝ射ゝ射

[illegible]

一 又云的の足れの事先足踏をして小足をふみて足ふみ出す的をふみ
[illegible]

一 又云御的の射方のたいそいの事 おのの射の弓をもちかたて
[illegible]

[illegible]

一 又云御的の射方のたいそいの事 [illegible]
[illegible]

後の射のさしてをしてをぬきを[illegible]て足をひらき帰り
前の射をを後へ矢ふせも弓をもたて足ふみをせは口伝の後の射
[illegible]
前の射のあるよ足ふみたいそいを足へ又後の方のみも
[illegible]
[illegible]
射て畏へ[illegible]
[illegible]
[illegible]

弓と射付ハ後引れぬくるゝ射も弓を引ゝ射ハ
又云弓ハ射ハ射ハ弓を引ゝ射ハ
たゝれぬ射ハ弓を引ゝ射ハ
多弓と云ハ

一 又云相手ハ弓の手ハ射て畏ゝ射ハ射ぬ
ゝゝハ我と射てゝ射ハ射ぬ
そゞしてたいをしてのぬく可畏相手
ても矢を射て矢を射へ射へ射ハ
後ゝハ我も矢を射矢摘の矢を
ゞひて射へ射ハ

一 又云的の射間の手を平庭苑院殿御
廿七杖ゝ射ハ射ハ射ハ
又云的場の遠さ射ハ射ハ
也公方様の的廿四杖にて庭苑院殿御
廿四杖近さにて二杖のゆ
ゝて射ハ射ハ射ハ

二杖ゝ串を手ゝ見ゝ
一 又云的の射日記射を射ハ
後ゝ出ゝかけて射ハ射ハ
ゝ射ハ射ハ射ハ

一 又云的の的の的ハ射ハ射ハ
ゝゝ射ハ射ハ射ハ
又云的の的ハ射ハ射ハ
神の的ゝ射ハ射ハ射ハ
ゝゝ射ハ射ハ射ハ

一 又云矢のゝゝの射ハ射ハ射ハ
ゝゝ射ハ射ハ射ハ
ゝ射ハ射ハ射ハ
のぬくゝゝ射ハ射ハ射ハ
後回れ射ハ射ハ射ハ

一 又云的の的の的ハ射ハ射ハ
後ゝ出ゝ右ハ射ハ射ハ
ゝ射ハ射ハ射ハ

次に右のひとへ矢をそえ次にたらをする次に右指をそえ刑

一又云役人は指物の中間指の巣をとをくるして指をそえるひとへは巣又をそえて射るのそくをそえて射る指をそえ射る刑

一又云弓出る所中間のうみをひとへの筋堂をそえて弦の掛けを掛てひとへかひとへ角糸如くきるる

ふくてふきうのようをそえて弦をかうつもけて射る所左へよ

ふくく出るへ射るの神を祈うるうる祈る出るへ也も流乃殿

ふ如くきるる

一流の殿糸紙出る所中間の指る矢筒をうつふくをあけ南口

乃矢をうるて羽を能くきるへ板付を見て板射るの右の方射る

るうるて右のるまてい板付を永左のるまていい右のるのよみすよを

永羽の方を射るの右の方へ出る射る巻(コブシ)をうつもけて永そそくう

指るうるよ永ぐへ指甲矢乙矢をそえ合て乙矢を板付をゆがみの方へ

入て矢をあてるみて指へ也甲家の矢の中へ也又左の方うう矢

を出す射うもよとより今のようくよ矢を指て羽の方射る所前如指よ

出るる所以前のようくて指るるよえぐへてゆがけあるへ乙矢

を入れ矢紙あるるるへ也ハ而ふとせるて射るの前の方ふくるハ

ふくき射左の方うう出す射げう出るへ也流の者如指きるる刑

一又云変皮指中間射るの指ようくせるうの方をそへ白毛をそへ

て指をうのそへをそをそへ白毛を我前よ射へ也せるうの方を我左よ

ふて射るる出るへ也流の者如指きる 俗出長 刑

一又云矢のうちの射いをへの者たいをひのう射る数つへ帰て矢を巧射

流へ矢を右のるまたをみて射るの右のきへあるきうりうるう

て右のひさをつき左のるまて射るの神を祈て指矢をまへうせ指へさ

る矢を永左のるまをつき回左へ指へ角へ指る出る指 刑

一又云的の射ていそしる矢をそへ指る矢の場中をまでいそるあぶきを入く我

指て矢をそへ射へ又足踏をしてそ射へ場中るバ射る不運矢を

て矢をそへ射へ射る和指る帰て矢を矢を出るへ出る指 俗出長 流

一又云射てそへいい変皮のようをひわをを指て扇角へう紙

をそへふるところへくへくへうる扇をそなる紙を永て角へう

夕をいて狼剣るるるへきを右を射指をそき矢へ矢を永へ矢の中へう羽

次見へるへ矢へ矢へ矢指るるへ射指をそき矢へ弱の射るとと

指へ出る指 刑

一 又云射手ハ眼鏡ハ左の手ハ弦掛の方へ引ハ右手ハ弦ぬぎの下まで引ハ右の方をたてゝ引ハ右よりひざをまゝ矢を勝るさしゝのぬくひざを出して眼鏡を射て前方射手二尺二寸三寸あぬく四て又畏てあるはずれとゝ引ハ左の方を出を常とゝの面方のあしの中一尺をあなをけ入くゝ右の脇へ方を出しハ左の方を前るあして弦掛の方をふくゝ右へ右の方へ帰てゝ引ぬぎゝをゝ前番ぬきゝゝる前ハてもゝて帰て又変皮のとゝるあるゝ皆をゝ帰るを行ゝし右ハ変皮ハなゝをゝて同ハゝる番をゝゝて ぬぎをゝ前ハ皆ゝみて弦門へ出ゝる番ゝる立へゝ 伊ゝ氏説 刑

一 又云射手ハ射ものゝ手ハ弦ハ左の手ハ弦掛の方へ引ハ右の方へ引ハ右の方へ弦ハ右の方へ弦ハ右の方へ弦ハ的の方へ引けゝ丁立 源

一 又云大的ハ板をゝすゝへぎて廣サ一寸半ゝてひぐきゝをゝゝそれを四人就すゝ丸くすゝへゝ也就ゝて巻ハ紙にて二寸半ゝゝゝゝとゝゝの弦をゝ見へゝ

一 又云大的の せゝの長サハ就すゝみゝかゝゝらハ五分ハ白ク的の地の色たゝゝ尾の方 就すゝをハ黒ク色ゝゝ黒き方ハ二ハゝゝゝゝ乃方へゝゝ又云せゝの分ハ長ハ布式ゝ又ハを黒くゝて尾の方白クゝゝゝゝのゝゝハいゝゝゝゝゝゝ的ゝゝゝゝ的ゝゝゝハ巻ゝゝ横ゝ弦をゝゝて裏下二方のせゝゝゝ横ゝ弦をゝゝて裏ゝ也ひ射ゝ上の弦ハせゝゝゝ横ゝ弦を巻ゝゝ巻ゝゝひ射ゝゝゝ也ゝ射ゝ又ハ横弦をゝゝゝゝゝゝゝ射ゝゝゝ弦ゝゝゝ方の巻ゝ結ゝかゝゝ巻ゝゝ

一 又云的の射ハ(ほゝ立)立初ゝ(番ゝ)ゝゝゝの巻ゝゝゝ出の一ゝゝゝゝゝゝゝ

一 又云射的の時いまさ歩上りおろしなどして歩上さまよわるゝなんと
引そぐるうるる的場中まてハ肩を入くて射るあゆきとりて
そ矢を五て拵ハ矢のぬく矢を取ぬく
る拵て射るハ拵ハ矢のぬくたいをして射るそ歩ぬきを
ハく足を引ろろけて さて歩こ常矢をえ乙ハ足ハ的
場中をハ片ハ引ろ引ろ引ろ引ろ的場中をハ
ろ拵ハ引ろ引ろ引ろ引ろ的場中をハ矢をハ矢をハ矢をハ矢をハ矢をハ
拵る帰て矢を引ろ

一 又云ろのたいをハ甲矢の時のるゝ乙矢の時を射て最乃不及
先流ろ射ろ拵るるるる

一 又云的射射矢の筈ハてもうけ的まされるハさるろて射場ハ
帰り射矢を五て射るるるる

一 弓忠次書記云ひとつ弓のたいそいの的に向ひかめてをひきおはちひさ海を要て前弓のゆく紐を納てたりふこ出一行るも前弓のゆくして射果てたのをとり引くふこたちへ又たちふこ出一初矢を踏出一ちあしくちしろむさまりしの左衆と畏也大人の前てもを之ゆくいをへりすと圓的の多く中ゆくひくる中の射ゆくひひとつ弓乃ゆくへ前後ハ二弓ゆたいそいちくへ。

一 又云御的乃時 射ゆの左衆よりすりて射事 一番弓左帝 二度めの前弓 二度めの後弓左帝の後 二度めの後弓左帝 二度めの後弓左帝 二度めの後弓左帝

一的法記云源の平一文治の御的ハ下河辺行平　白羽矢を射る也一流乃御的ハ細川源五郎人御衣を射られる事　建武の御的ハ小笠原六郎御選定なり
又先代の射ハ扇を出すなり例とする

一又云射つるれとも矢尻ハ射すうるれ言葉（一矢一度との事ハ射つるの事ハくりくりとうり）
弓の定　ハ射て後の射ハ矢尻ハ射て出す

一又云猫ハ礼の事　射場ニ二つの中ハ的の方へ向ひ御前ハ射に対して出し
又的の方へ向て出す事ハ左足より踏出して同左足を的ハ
ひけて後右の足より始て出て射終て引足の事ハ左方前ハ
帰ハ也ハ射て出す

一又云乙矢御免の也ハ出すいそぎ
射度ハ取りて甲矢を射て同く勝ハ矢を射て
一又云射る礼ハ乙巻乃事一番ハ弓を命二番ハ せきの前ニ番ハ せきの前ハ弓を命のしろ
ハ番ハ せきの後是を言乃ハ也云ハ矢次第也年記ハ
ハ矢定也新射ハ前て射るハ矢ハ人神ハ
為用ハ法いく命ハ矢ハ例也ハ笠ハ張乃きりハ
一又云兄矢弟矢ハ射て矢を射内向
を弟矢ハ射也ハ事秘伝ハ弓場を元九事ハ　先祖
おいくも人ハ ゆるするハ人ハ
一又云的場ハ射の法衣の事　昔ハ出いん立烏帽子ハ　素襖袴ハ
ハ世の如ハ立烏帽子ハ　素襖袴ハ　ハ
不定ハ的ハ出射ハ袴ハ　ハ射ハ
的ハ先ハ　ハ　ハ　ハ　ハ
一上賢抄云大的せきを　ハ二の思ハ　ハ
ハ分ハ　ハ　ハ　ハ
諸書書用抄云弓場始　ハ　ハ
是舊例也　近年日数迫ハ　ハ
御教書　文言　事

明春正月十七日弓場始事
為弓太郎可被参勤中所被仰
下也仍執達如件　小射ハ射ハ射ハ書
年号月日　管領　宛判所
某殿

右使朝夕次第なるべし

一又云ふ大郎者無年ハ伊教書被作出也後年者小射ハ綾冊ニ被作出也

小笠原八郎 元清後任刑部少輔 法名宗樹 糸勧ニ付合見小笠原伯耆入道宗信 後任民部少輔 政清

申事也屋代ハ郎政貞 法名宗連 云伯耆申事ハ不審ニ弓太郎小射ハ共ニ初年ハ

財斗所教書也於後年者ハ綾冊被作出也小笠原弥六政廣 後任刑部大輔 法名宗霊

弓太郎ハ数ヶ年糸勧也政廣常之郎ハ数ヶ年多

押取之ハ聞見者ハ由諸之同心ハ軍多

とうさたうきゆふのたいふの

明春正月十七日弓場始事

小笠原刑部大輔

為弓大郎可被糸勧ハ由也

年号月日　奉行名判形之ハ

松田左衛門尉頼亮 法名判形ハ 任左馬允

一又云正月十七日弓場始小笠原別当ハ別大名ハ射ハ義其屋敷唐ハ

弓始十七日ハ毎年作法 康苑院殿様御定長禄ハ于今十七日也

一又云御的者ハ日出ハ以紙面ハ作ハ御的ハ朝夕也合恐

ハ

明日十七日弓場始ハ

事可為手別以前

ハ

正月十六日　貞通在判

為規在判

小笠原刑部少輔殿

佐竹左京大夫殿

毛利次郎殿

真下次郎殿

長尾左兵衛尉殿

廣戸次郎殿

諏訪信濃守

飯尾左衛門尉

一番

ひらのいつきのかう

ひらのさんのすけ

二番
すやまとこ　次郎
そうのひゆ　こあすけ
三番
みやのかこつぼのすけ
かこのたしまのかこ

一　諸書共ニて廻ニ長ク又ハ太サ法量相異本云堅横の中をひろげ横横ハ長くひろくと見能く欠伯耆ハ上下ひろくなる也

一　又云的の遠サ三十三杖ニて三十二杖ハ也

一　又云的の絵中程ハ的間二十三杖ハ也

一　又云的の絵ハ二寸ハ三寸ハ三の黒ニ寸ハ間くれ白ハ白の所ハ白ハ白也

一　又云蟬乃長サ二寸六分　太サハ法量ニ云ハ

一　又云的の所ハ縄の手堅横横以上三筋也但十九と云布ハ黒白三色ニて幕の縄のめくもの也　又白黒二色ハ也

一　又云的ハ射ル人ハ侍三人ニ成ル人ハ侍ニて後の射前の射横射を立て横

的を小的の長サ　ちいぶきおこして下立すハ的を細ル成り

一　弓法私書云弓場ニて弓ニて弓立ニて云ハ

一　弓法秘伝書云射的ハ有て矢ハ乃射矢ハ矢ハ大ハ大後ハ下ハ也ハ的の時ハ的後ハ略ス

一　又云安波乃射ハ中ハ堅ニ射ハ射ハ公方様ハ出ニ向ハ各ハ上ハ射ハ的の後ハ上ハ後ハ方ハ右ハ射ハ的ハ射ハ也ハ的ハ射ハ也

弓法私書
的乃図

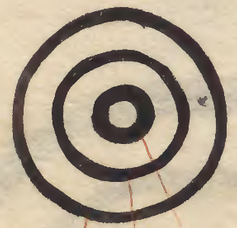

三ノ　十二ノクロ
二ノ　一ノクロ
一ノクロ　山カタノクロトモ云ナリ

一　弓法私書ニ云小的ハ中ハ大的ハ中ハ射ハ的ハ
又ハ人二寸乃的ハ丁中ハ

貞文云縁会時代ニ小的ハ足利家の代ニ初て小的出来た
ニ小的出来て後大的と云ハ中ニ的と云ハ云ハ

弓馬三冊的の図

弓馬三冊的乃図

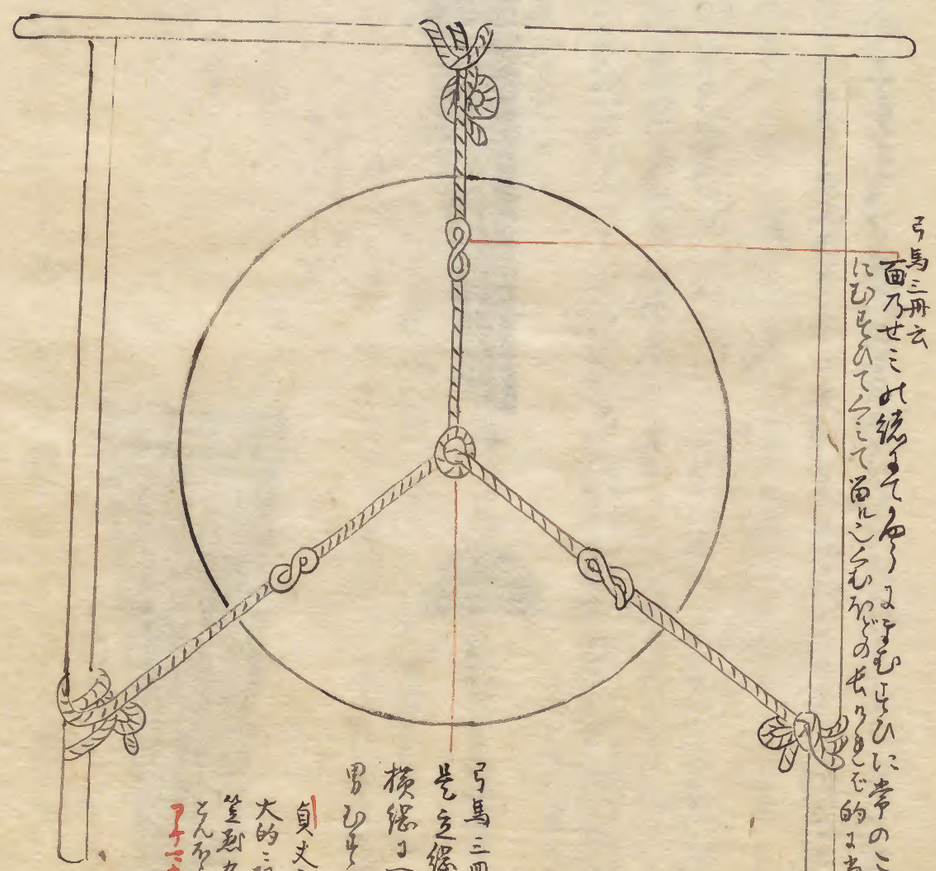

一 弓馬二冊云大的蟬は分と白き而ごもんをのるきりこみを絡をうつる
絃を付る而
は筋の分角をたて
橋乃本ふけつる云々
八重よりをそめ
て後ゝけつるあり 貞丈云うとを
けるるあり

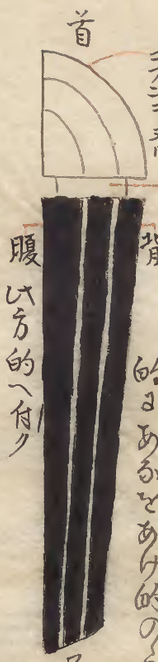

は切入乃而る麻緒をもて背の方かみて
的のあるをあげ的のうゝ引きて的緒よ結ひ付るあり

弓馬二冊よあるせゝの図

尾のこゞちの形式

は二号は貞丈私加之

一 笠懸図書云今は流鏑的はあるうをうつむる 貞丈云大的の日記あるうをるクスルハ古義也カヽ今時代ヨリ必は東鑑ヨ見エ
一 八廻日記口傳云大的笠懸九物串は当流乃多りをうりて定のうしはたのをう
秘事也 貞丈云はたりはり秘事也トハたゝハリトをるヨリ秘事トスルナルヘシ事ヨ知られいる
乃人ゝを定るナリたりてうりト云行又ナリ異服ものさしのうヨあり
一 射礼私記云射礼立而の事一番弓左扉二番せきの前三番弓大京のうしろ
書廿紀の後は乃かゞゝ云ゝ立而のをるトハ年次乎年紀ゝをして彼定也注物
のあるうをのるゝ上をるゝは各別のをゝされゞ人物よりう又は為用よは

いゝ以作出之例も所り是者は制乃限よあるうをるり
一 小的事云こふーをるれをうをををるーとげて射事略義ゝさーを
つてをの也して丁射ゝ 貞丈云はまゝ小的ゝるをうゝるるふあるす
一 弓馬故実云的ゝ二度の目つるはゝ云事をるあきりみて一度小是をは
るをて一度相射ゝ為ゝて射ゝ為ゝ是をみて三度ゝ
一 又云射ゝをせんをゝるゝ事は射ゝをあるゝ集めて中よ能き射
ゝと撰出をゝ云ゝ 前ニモアリ
一 又云的を後ゝと云事射ゝの是を是をうをるゝきゝるよ大略をるゝ
射きすゝを云ゝ二ヶ條為ゝ秘事ゝ 前ニモアリ

○一 射的 圃的国書云射的寸方五寸二尺六寸鈴の出し板ハ大的のこと
せゝ乃長サハ的ヨリ五寸ちひさくこゝ大的の半分也
一 笠懸神社矢射ヶ出笠懸云射的といふるもの五寸ちひさくこゝ小的よハ寸法ハ一但
武の字を的ハ的とする事ハ笠を的と云也 夏又弐武の字ハ武の的を云弐武の的とハ大きくこゝのもをいふなり
一 笠懸神社紀云射的と云ふ 以下ノ文右ニ同シ口伝ノ的ト云下ニ笠ヲ謂ノ字アリ
一 弓馬之冊云射的乃事略義ニ二尺六寸ふくの定を謂ハ大的のせハ五尺二寸
也そ事分ニ絵の即一括も大的の事ハ可出也を口伝の的と云但略
伝の物なる間絵をも行まんをうくひて絵をも可出せゝハ大的のようか
ちひさくこゝてつけ板ハ大的の如く可有事ハ大的の事ハ勿論

射的

○一 百ゑの的　射庭拾遺抄云百ゑの的の日記書抜端作ハ百ゑ射ゑとハり書
年号日付ハ例式の如くゑび長き紙ゑ可書也　射手の名ハ名字ゑも支途
ゆゑ名を一字ゑて書しりハ名字ゑ可ハ　あるへしとかゝり
○○○○○○
○○○○○○　十　学ひゑて付てはゞの人ゑハ十文字を大ゑ書ハ是を法ゞとも也
ゑ忠ゑ書ゑ百手の日記ゑも百手射ゑとハり書　私云射ゑ年と年ノ字
一　園的園書云百ゑ矢代の振抜の年十文人射ゑあるハ始ハ八人完ゑく
射へし　惣ゑ十文人能行ゑ矢代をハ歩取ハせず一法ゑ並へて是ゑ後の射
ゑをハかあひとゝのひて矢代をゑりゑへし日記の射抜ハ片名ゑて書て
一　又云百ゑ矢代ゑ射ハ弓ゑ命ゑ射ゑ也　射ゑまて始の射ゑも後の射ゑと同抜ゑて玉抜ゑ品ゑ法
ゑ射ハ矢代をゑず射能見ゑりて射ゑまて始ハゑ人一の前ゑ振へし
一　又云同百ゑ射ゑ始ゑ弾ゑ矢をたゝゑ射ゑ　刑
まあるハゑを面抜を能ゑて法ゞ法へ射ゑ射ゑのため
秘ゑゑのゑ学抜のゑ秘ゑゑ法へ法へゑゑへ秘伝の射ゑ
ひ射抜秘ゑゑ　大中正月十日　伝　刑　毎ゑ後ゑ射ゑ伊的の射ゑ射ゑ
一　又云百ゑの三抜の手射ゑ十文人あるハ始ハ八人二番めハ七人三ゑへ一番ゑ
百手的

一 あとりて立へし人数のるいなれども後はあとりて立へし（法）

又云百の矢代ハ人数いくらなりたる定るまし也但大略ハ十三人指人十七人なり者る射る又ハまりうたる多も射へし（フタツミダテ）二ツ立て射る十三人の射ハ始の射る八七人二弓立めたる六人也射立へしまをおいて（ひ）十六人指七人と立たる人数十人ともあるハ二ヨ多て立へし人数少き射も一弓立るも射ハく如何也二弓立て射るハ可然一度ニ立て射る射ハ射る事外也矢数とる紀也二弓立る大略射る矢代ハ始ハ弓ハ立てみてそれ同事也

一 弓之記云数寸の者る昔ハ矢をさし数をとる（貞丈云以下ノ文今異名之数ツカリ部ニシルス）百の的也中百の射る歩射乃なりとひとり牧伯

一 言忠卿書別記云百の的者弓を大命といふ（きこゆ）弓を命度なり射ハ弓を命ずるへしまとの中で業ゆえといふ

一 又云百の乙矢伊勢矢事為紀業也

一 又云百の的ハ百と云字を丁書ハ一度の祈禱の射る百の的ハ百の字の公方様ゆえ別の口筋せられいん射ハ十字書ハ

一 又云百の矢代ハ事為紀

一 又百の口記付事

百手射る

名字ハ一字ハ名一字加ハ名字ハ名ハ名ハ名

○一 小的　射所持長記云小的の絵図ハ大的のごとくすハ定まるべ
一 ども記云小的のかたちハ必絵をかく他流ハうつ巻の面ともかく又
ひしゃくをも書く当流ハ唯ひしゃくをかくみハみどり松をもうつ巻の
的の大小ようりて寸尺の数あるべし第一品これあり
一 圓的用書云小的のてがたの事二寸三寸計紙しるが為り高麗紙的ガ
に檜垣を書ハ紙をうつ巻ハ絵を書
て紙をうつ巻ハ的をうつ巻と云
小的のかたちハひしゃくを書と云
かたちひしゃくをいること
きと書ようも心得ようすし
一 又云小的を半ばにしるしハ的のうつ巻のうへ半ばにさし
半ばにさしようの如絵ようにうつ巻
一 射所持長記云数的成て矢申乃半矢ばかり前にも後にもかくべ
内ようにて天九すこすとかきこ矢たけの内ハ大前にも後にも可かく数的
ハ前後ようかくべたき又いらかくべくあるべ
一 又云小的のあるうへにれの第一的ガ
ようにもとも矢さきの内へ出ハそれ内へ又クロのとうめへ入さるもこつまる成

小的

一 又云小眼とあるといへども小あつちよ矢ふうく入て笠又矢すハ
そうれるとへ的の面をさすして又るる矢笠のよあるりぬ中ヲ
ゆへ秘るもの又大的ものるる矢といてちふくて矢とびりを又
立てうた矢をもいてぬ矢を落ぬれハそうるるへ秘るもの
一 圓的鬼書云小的とかるの会目のあの矢の入るかるのるげめ矢入た
矢いるるきの出んかるの因へ入てるばあるうこるげめのあいとくて入さ
らでそうれこを秘法又いるるきのえ矢出ハ射そうれるり 仮
一 又云小的の射中る南りてふてぬるるるそれハ南るもぬげバそうるこ 仮
一 又云ちひさ記的をうて射るを人毎ハ毎ハ星をうてゆ〳〵ゆ〳〵星てふゆ
南〳〵きまこ唯小的まてそうへ〳〵 仮
一 又云小的のようちるるハかるの面方のるげめのるへ射込てるをう
ちるるをうち矢とゆこ人のうち矢とやるハがるのとるよ
あるるをうち矢とゆこ色ハいてるるあるこ 加武 歩矢とハるげめの
中へ入るるをゆこ 刑
一 又云射射の小的とゆるハ法ぐるる小的をうてるるをゆこ 賀も出 無
一 小的の射人数をくるるき射ハ立あるるる射るるる圓的ゆ書の仮九的

カキ ケフシ

の邪よるるる 九的等所ふりくの ゆるよ手ト云ヲ条ヲ
一 又云小的九的等所ふりくよ勝負のきた弦ゆるるる一矢ゲ モン
ゆて射をぐりゆてそうるる射ぶりくるよ射くゆるるる又
ゆそれ人一南りゆるるぐ又一るる射るる人るて地ゆ一南りあ
らハ一るの射るゆ一地るるりて矢一のるるるるる又一るれ射るる地ゆ
ゆるるハ必者の一るれ射るゆ地るるるるくて一るるるるの矢一の矢
るりるるも あるゆ一つ射ハるも一人一るれ射るハ一ハ地ゆ和て矢一の矢
るるるくて又小的もハ必ゆるるるくて小的の射ゆるるハ二るる人出るるくて
ゆるるるる

ものひ〳〵て的の面をとゝのうるなり（あて〳〵てゝるる笠なの如くあるべし）
矢番りまてゝるゝ〳〵あゝゝすハそるまゝ（紅二色あるゝていはるゝ〳〵き様）
紅ハ紅ほぐゝるゝきうてのるゝ位きあげあゝて屈りうゝ
らゞほるゝぬけるゝとゝるゝ〳〵弦も的ほの板図者之又ゝ的の矢
のかほをひきゝ的のゝくゝゝ弦をうけてゝるゝるゝ的ほの板図者
く番〳〵ゝ伸ゝるゝ〳〵　弦

一又云いゝうきぬけゝゝ射ゝゝぬぎを入くたいをして帰り別乃
矢をとゝて射〳〵紅ハ小的ゝかきゝ射るゝ（大的なゝの時ハ射げ
ゝるゝ）　射る也

一ゝる忠学書別記云小的の弦の半的の面のすをとゝて三ツゝ折て三ツの一ツを
当るゝのゝゝふ〳〵て又ゝ的ゝゝこの場ゝゝゝとゝれすをゝて三ツゝ折て
一をハ一の足ゝし一の足ゝ場ゝゝゝゝゝゝのすをゝて三ゝ折て一を三の足ゝ
一三の足ゝ一のゝゝゝの間才をとゝて三ゝ折て二ゝ折て二ゝ白ゝ
二ゝ折る也〳〵

一又云小的の半の去サハ〳〵と伸ゝ

一又云大的の半のゝ射小的ゝゝゝ半ハたゞあつちゝゝゝゝ

一弓ゝる放矢云弓場だけゝゝゝゝ貫ハ小的ゝをゝ十八杖程ゝさゝるゝ今ハ
それ程ハをきゝる十七杖六杖ゝ程ゝゝゝゝゝゝ

○一 圓的　圓的開言云くゞ的のすゑ方ハ本式あさ板之他八九寸ゆも一尺ゆも
広き丸赤い一尺或すゆりよりて下しのりうよりちいさく狙ハ搭員のものゝ
中もゆ絵ゆ狙ハ大的ゆゞ　それをゆて立へし

一 又云数塚のゆ射圓的を射るよ前後の数塚の通りよ矢代をゆて射し
か前へ出るへし射るハ十人へて射る之十人ともゆ〳〵ハ数塚をこをすし

一 又云矢代をゆて射るに之ハの手次第を能人へて立へ　三弓立射
ゆ上矢ハ立て射るハ矢後よ下矢立て後三弓立めハ一度よ上矢下矢
ゆゆ立て射へ　ゆちゆ〳〵ハ同立て射へ　一ゆアタルすり　同

一 又云圓的の射射るひとりゞゝやゆを一度射ゝゝハさう羽をうつ事
を射雖ゆゆゝを射へ一度仕ゆわゞよりよりさう羽のハうハゆ〳〵やし
ゆゆゆゝさう羽ゆ射るゆ射ゆのさう羽ゆハうハひとやへ　皆をひとりゞ
ゆゆへ一度射るゆ射の赤一ツ射るゆ射もさう羽の手拭ハ同事之一度射て
ひゆひとりゞゝゆ　負又云さう羽をさうさう羽をハと云ハあう矢ある射ハ我矢代の矢
一 又云圓的乃射ハ言て人新の人元ゆ狙ゆ射ゆ的をゆゆ事ゆ矢
ハ射ゆゆて的ゆゆめよゆ射的の事をぬき的の衰を表へゆてゆきみて立
ゆゆ元を的ゆゆ射ゆて立へ　ゆゆ元を的ゆゆ射ゆて立へ　ゆゆ元を的ゆゆ射ゆて三度射へ　ゆゆ元ゆ立へ　兵

圓的

矢申一

一 又云圓的の射 往ゝ射ることも申すなり（夏文云矢申シハ矢番ヒとも矢申シナリ矢ヲシ乃後人矢まハしとも）矢の的より遠退（ゾリノキ）て的を射る（夏文云矢申シ寸法ハ矢而の遠近を申へし二尺とも有へし退て射る立而を申へし一尺四寸又ハ五尺ともいふ）遠近を申へし後ゝハいり往の退きゝゝ申へし退て立而を申てゐんず退てゐんず（夏文云ひらハあくり矢ハれいさいをいとる也矢ハこれハ矢ヲしあり矢アレをヤス時）やを矢番ハしを申射さいを是へし

一 又云圓的より一たく立而の半ゝきりけ（ハさいをとる重て用さるなり）的よりあくりあくりとなるく中へし矢をまハしハ矢ハ射るの中ゝ後而の所をあるよくされものさ往ゝあのゝ新申ゆゝ者郎人半中て矢而の立而をゝんて矢をまハしとゝ申ます（夏文云矢申シ寸法大的ノ外ニモ記ス見合ヘシ矢まハート云ハあやまりなり矢ヲしとも云ヒ）へし矢番ハしを甲矢（ハヤ）半と申（夏文云矢申シ寸法ハあやまりなり矢ヲしとも云ヒ）但を内的ゆる射ゆゝ（ヒトヤ）矢をもやせて而申とあくハヤへし 濃

矢申一

一 又云圓的の射はきを立て射ること 甚射ハ一又（公花）度立て射る也矢ゝ射て立射で今一度射るゝ中て射る的をハ見て射ゝかゝるゝ切りを立て射ゝ（申シ）

矢申一

一 又云圓的の射者矢番ハしと射的の中へ射的の中へ射ゝ射ゝ矢をハ二三ます矢をハ七まゝさゝゝたるを横矢をて矢へし

一 又云圓的の射さゝ胴を射の半矢代のさゝへゝりて立をゝひて立をゝて つきさゝ胴をおへし中矢をゝいハゝりをひざのよゝ是へて上矢をおゝて 中矢のをゝ射へし矢をゝ中矢をゝ矢をゝ中矢をゝ矢をゝ中矢をゝ矢をゝ胴をおへて上矢のをゝ射へし 巻人堂殿の人は相手ゝ胴たゝハをゝ人の矢のよゝハ射是ハいすゝ（ゆるゝ）そゝぐよゝさゝ胴射て是へし射ゝ是へゝ（濃州ゆるゝ口伝ゆ）

一 又云圓的を庵苑院後横ハ百日よりやゝゝ日記を行をゝれて行ゝ射るゝ

一 又云圓的の射射ゝのをゝ一のゝの射ゝをゝの射ゝ射ゝのをゝ一のゝの射ゝ射ゝ射ゝ

一 圓的の時矢代ふり捨矢代の部なる条〻就之左は部とハ云義〻

一 圓的用書云圓的の時的の立様の事 真文云クジ的ハ小的ヲ射ル事 小場ハアツチ 立様へし

是も地より上ハ立するヲ立云時ハ立てヲ射る

事もなく〻 事也上の方ハ物中〻ハ立へ

一 又云圓的の稽員の事 五人三人時〻射者てあり 地ハ物へ立内一ハ物

らハ矢一乃矢ハ物へ相ハ打合ハ

いく程も あれ同様に又矢ハ射ハ粗ハ

面ハ矢の相ハ物へ立〻者のハ

一 又云圓的の せ〻ぶりの矢様の事 射者ハ立て物へ

八十みの出すへ 地ハ高り二あ〻ハ

世みの出すへ 的矢あ〻ハ 的ハ

的矢地ハ物へ 地ハ三矢の時ハ

ち一ハの矢ハ物へ 地ハ二あ〻ハ

一ハ地ハ物へ 物へ

物へ ハ

ハ十みの出へ

刑

廣ニテナキ村ナリ

刑

刑

一 又云圓的の時射ハ 矢アセリ

ハ 物へ

物へ

ハ

ハ

ハ

振上矢下矢先なる方を射るなり　刑

一又云圓的の時あり　焼付矢的の時のごとくなるなり
時は弓を立てるなり　歩て大的のごとくなるなり
乃時は小堀のごとくなり　歩て大的の時のごとく焼付　法

一又云圓的の時他の射手の射手人の時人二人一宛射るなり
他なるなり　其間一度矢あり　相手合て
あるいは三度矢一のなり　如しくけいの射手も同じ也

一又云圓的の時とちの射手の一度射る時は地上二矢
とちの射手の如し　二矢同じ　一度射くことひとあり二人の地上二矢
ありともとちの矢一まくうち地上にとちの矢一度のうち　法

一又云圓的の時矢代振なり射手は先立たを引たるなり　可
然なり射手の立たて矢代の方は引振一杖計なり　伝

一又云圓的の時的の方に立て即の方より因入るも有り又的の面
前りて板つきのごとかるとも即ち矢の善
あるべし前りあるべきもまた前りてそ矢的
なる前るもまた前りてそ

かるとの合目の多く矢にくるる入るとも矢先をうち矢とも
矢とも的のきそる矢の立を手矢をかこみるのきそる　合目の弓
入矢を打矢とはかこ也　合目入れいろきのえるもの因かも入尚
是矢そるこ即出中くそるなり　合目の三中入るも打矢そ
そるなり　法

一又云圓的の時矢先的より後の方より立て引振弓を即の矢先
が振引あづちの方より弓杖一杖計をぐ号を通り弓杖二杖三杖の因
さいをのあるなり　矢先的のあるなり
さいをいをふるしてやの音てあるいさのをいを立て矢まをとト
矢中シ　又あるくはるく弓立の方へ矢先振なり前りとトへし的
乃ふる前矢をは打矢とトへ　即打矢とトへ的のるもの合りなる
入る矢をうち矢とトあ　うもの即の方は尚矢をを打矢といはなる
きるこ但近来は此弓を打矢とトあいはなる　矢中ハ中シ
をトあ但人の前をるりてこ矢をとこをれでトへし　法
一又云門所打て圓的の矢の時は弓を即の後をさいを的をもをりてをを
トあ

一 又云圓的の射皆〻立並て甲矢の射ハ先あんの射ハ行れの先にてもあれ射
ル者ハ入先ふ〻にて始て畏法智ありて矢すれも立〻ておるるハ
後の射ハ甲矢を射て可畏先にの射ハ法智ありて矢すれも立て又是
ふみとせて来のあく立行りして又立〻若又先にの射ハ生く出畏く
後の射ハ又同射て畏る先又後の射ハ生く出ハ後三人すてハ射て畏ハ遠当あるハ後の射ハ甲
射ハ生く出ハ後三人すてハ射て畏ハ遠当あるハ後の射ハ甲
矢を射て可畏と云ハ先にの射ハ矢すれも引ても出ぬ引ハ射ハ
で行ハ為と云ハ後より出ぬと先ハ先にの射ハ後中射て
可畏ある又射遠当あるハ先後の射ハ同射て可畏也ハ久〻く遠当
あるハ如ぬ射ハ先にの後中ぬ〻ておるハ先にあるハ射て
畏ハ甲矢の射ハ乙矢の射ハ先ハ射て可畏ハ先
一乃後射ハの射先にあるハ先者先人すて立〻ておるハ濃別矢ハ射ハ
又大中先にの後の射ハ中可畏中射ハ法別矢ハ法別のこと〻ハ法
又云圓的あ〻の射稽のそ〻ハ射ハ
三人立すの程ハ立〻
一 又云圓的の射矢中ハあるて的の下ハ射ハ中ハそ〻ハ二寸下ハ立ハ

矢中

一 又云圓的の射ハ先にの射ハ的ハ立ハ射ハ
ハ法智出すれ〻ハ立ハ的ハ遠ハ一あるハ二番出ぬ〻ハ一番矢あ
矢一ハ二番ハ矢あるハ六番出ぬ〻ハ矢ハ八番ハ出ぬ射ハ
一 又云ハ遠ハ一番ハ矢ハ射ハ的ハ先にの射ハ
又一番矢ハ射ハ二あるハ出すれ〻ハ遠ハ一あるハ遠ハ一番ハ出ぬ
射ハ射ハ的
一 又云圓的の射一番矢ハ射ハ矢中矢一宛当あるハ次ハ的の一番矢ハ地ハ
いるハ当ハ射ハ矢ハ射ハ遠て地ハ射ハ二矢ハ矢ハ射ハ射ハ
と一番矢あるハ地ハ射ハ一番矢ハ射ハ余の人一射当てあるハ矢
一地ハ射ハ射ハ射

為る三矢あるハ左の射は一度射高たるハ三矢地に置くを左の矢
一のそなる物にて為る三矢あるハ射高に射を一度地に置きて矢一の矢
物にて地代を為て射る
一 戸胴筈云園的乃時矢筈ゆうひ行れ動つときなり
一 弓忠国書別記ひとり弓の神の事大的の部に出る ○中弓のタイハイト云也 筆をいふなり
一 又云さう羽うたゆ一度矢弦云うしも人の矢代にて射る為人うすす矢
所ハ三弓立の時に我あひ射あてつるをうゆ射あてつるをうゆ
又何矢をうたゆ色きすもあり次今狩人のあひてのてうけるいそれなき
事也
一 又云相は共人の時矢代は別の事なり
みすてちるにぐこ色一平人ト矢の時ハ別義なり
一 弓を原実云小的に笠を指云事兵ハ相はの射高きる所ハあてぬ人のる
こを射云事昔ハ笠をこみて賭をれるる係て云あこ須すやく射あてるる
人ハ矢代をふり射あてぬ人ハうけをこれ云ふてうあり射あてしる所ハ上矢ハ
矢代をふりト矢ハうみをこれ
一 又云共人と相はる物てのる矢代も相はがふり賭ても相はる共科足

をまちるてらぐ〳〵ぢるあれでそれも源〳〵又共人の筈ハ
つ〳〵ても筈〳〵
一 又云うみの矢れのる共人ハうけを射て射はの筈る筈笠をれハ人
の筈〳〵る射〳〵存ハゆうをさする左てそれて右のる〳〵うす〳〵為る
ちるすこと〳〵ふ〳〵ハせで大形事ふ見てつらを人の筈〳〵筈一つふれ
てうくべ〳〵
一 的出法記云園的の時相はる一度射うけをは矢ちとれ
一 又云勝負の地ふ物〳〵ふをはいろふて射つぶれてるどゝ〳〵うまるで
とハ物〳〵すす 負又云勝負も勝りのさを持と云なり 持字千と〳〵ふ〳〵地のなり用ハ〳〵ふ
一 又云園的乃時二弓立に立ちをば上矢無りて流下矢無りの流と〳〵
一 又云園的の時うんせ〳〵物〳〵云事 ふ〳〵ふ
一 矢代之記云さう羽手拭のる上矢ハ物常〳〵ハ〳〵常〳〵ハ〳〵他一度矢の射ハ明中を射
一 又云下矢のさう羽手拭上矢を上〳〵のひて下矢をハ常手て上矢を筈
上〳〵出を上〳〵一度一度矢の時ハ物常上矢をのひて下矢をるる〳〵て手〳〵し下
矢も一度の時ハ言葉吉 負又云言葉〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵
一 又云射あて〳〵さう羽丁手拭ハ上矢る立射ハ射あて〳〵ハ皆肩を入武雅

て射あてさる人は手ゝ[illegible]へ[illegible]射あてる人は的の方へ向て弓打ふ
ゝ[illegible]て序矢射あてゝ[illegible]何のもいそぎずしてさゝ羽手と初振て[illegible]る
ゆゝよ程ゝゝ[illegible]一度射あてゝ[illegible]人の[illegible]く[illegible]一度仕ると云て[illegible]
矢も一度と[illegible]は同あく人かくは一度なる立[illegible]は上矢立て射あてゝ[illegible]た
[illegible]れさる[illegible]さゝ羽ゝゝずと

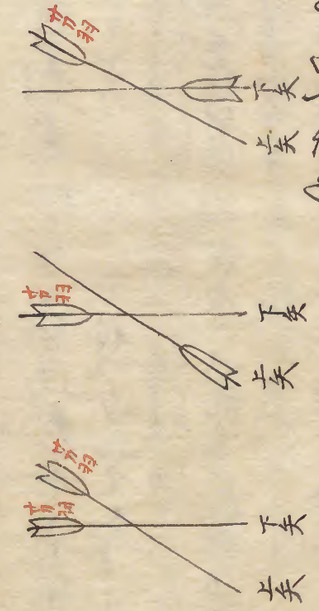

はゝ矢代之記ゝゝ

一又云はゝ我が陣矢ふ[illegible]ふとも[illegible]我ゝも上(ウハ)の人ゝもあ
一組ゝあて上矢の射相ゝゝゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
矢のふ矢ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
とゝて[illegible]ゝ序矢の射ハ何ゝもいそぎず[illegible]ゝ

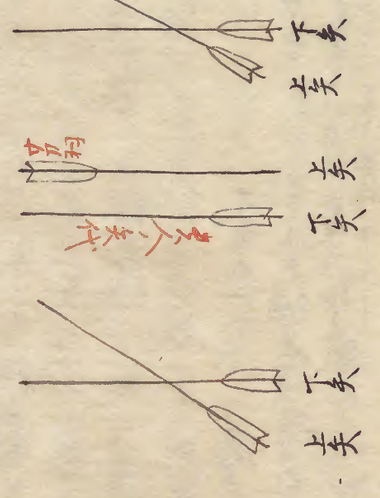

一矢代之記は射る矢代の[illegible]ゝ矢代振人は[illegible]ゝ矢代ゝ[illegible]記ゝ
一射手方用言云射あてゝゝゝ我矢をさゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
人相ゝの矢代をさゝ羽ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
何をさゝ羽ゝゝゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
ゝゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
一弓馬二冊云小的を云て園的を射ゝ[illegible]射ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
射ゝ[illegible]数ハ[illegible]ゝ前の数五十二十人して五度の矢数百矢代をゝて射ゝ[illegible]
一番ゝ上矢の人一番ゝ前ゝ立て下射下矢の人相ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]

式園的

次、二番より矢代の人一つゞつ可射矢代の須賀より立番まで六度可射上矢の人は
大前より立下矢の人はしちまるゝ〳〵矢代をは一番振るゝまで五度
射十人して一つゞつ圓的を射る（カスクレヤリ）数さすは振るゝ之也はたらく秘伝也
日記次第より的のかく矢をして射皮をもてとめて可
射（カスクシヤリ）数の矢和国数さす（カスヤリ）（大的ノヤウニ）歩射の付よ前後するかゝるあしき也を武
乃圓的といつゝ五度弓三度弓と云は仰るなり出そうらうと射礼日記の奥に注
一 又云数さすは十人射ることは数をうを
云十人なるゝは数つるを行して矢代をす振
一 又云弓馬三冊云立あがりよ射る付て矢代振て射る人二
ぬぐる者之立あがりと云はたゞ人は立人して
度めこゝしちまして射る（何ケ度も付ケ）大勝まてもはかる事
立アガリ
る射る人射て後前まる我矢代を
射る人は矢代をしちまるよりて立を矢代をふゝで立あがりは射る二人して
射る付は前後うちゝ射る　又云立あがりの付も二度ゆるしとゝ
ゝもしちまる射るゝある〳〵すは何ケ度射る矢前まる射そ
一 歩立圓書云同此　自文云以前の ケ条と 永享二年中圓的手本 御圓的手本のかゝみの事 文字紙ひ

射スグリ

一 歩立雅楽記云矢代をこはく振をは射もぐりと云射は大前より立は人矢
代を後へ可射弓場次第まつまりて又矢代をふゝ（きゝ）
一 八廻日記云圓的乃圓筒の寸法の事圓はゆるゝ中の方をすゝ〳〵長サ寸分
寸筒へ入方を九くゝすく削て上へ行方をわきくゝ中の九きを一
二ゝと少あるゝ〳〵書圓はいかゝもゆるとうはくゝ中に落くゝ
圓筒の事長サ寸中ゆるゝ中ゆるゝ入程ゝ上を切り
て長くゝ中ゆるゝ又圓をゝゝて振るゝ立ゝ右のまにさすへ
自文云圓二ツ同ゝの合ゝ中を書同様のくゝ中ゆるゝ（かい圓をゝて相手を立ゝ）
も後は圓をはやゝて矢代を振て相手を立ゝ中ゆるゝ矢代もまるゝちくゝトあり
一 小的事云圓的乃付は矢代を振るゝ立ゝ中ゆるゝ中ゆるゝ
（ゝ中ゝて矢代〳〵但或ゝの圓的あゝは矢代もゝ中ゆるゝ或の矢代を
はゝ立ゝ付は白毛の方をゝゝ中ゆるゝ中ゆるゝは白毛の方を的の方（ひけて矢）
又云矢中ゝ云はゝゝくゝゝて中の事ゝ甲矢のとをゝでゝ云）乙矢をいはず
的の前後とゝ方をゝ矢をゝけゝて立）的のうをゝ立ゝ中ゆるゝ的乃
ゝて中ゝ土上立ゝ立ゝ立ゝ立ゝ中ゆるゝ的の前
一尺はゝゝゝも守はゝゝゝ矢をゝはゝゝゝ

乙矢を問いびけ乙矢ハそろへ行るとゝいふべき也

一 又云園的乃時為初矢者ハ弓場ハ不作弦も弓を射ハ矢を番ゑ弓矢を番て ゆゞけ とる遠箭ハ不くハ為初矢者ハ弦を張ハ番て射てゆゞけのうへ ひゝ ゝ ゝ

終に矢一ツ餘る也是を落と云こと組合せにこづまして落ると云
こと故の射法は矢一ツ中れば矢二ツの中ふるまこれは其日射手合ふり
人数偶乃時もまたまと云て二人ツ落とす上矢の落下矢の落と云是
又神ふりと云は射る人数の中にあるまたる見物乃人賭物をなして
矢代乃ふりは或は扇或は木の板乃ごとをなして矢代ふる人は後して
矢代の列ふるまたる也射手の中ふ親類縁者の人なしてとるを物
我がふりに射させて的屏をとる也是を神ふりと云こと神ふりと矢一ツ
中るは矢二ツ乃中りふある也これは神ふりのふるまは出しふる事
和の矢代をふりかけて組ふ落くるはるまこと矢代はなをすして
当こ神ふりいくつ出るとも同じ射手人数の和なるべ故矢代就の
高ると神ふりと矢代矢と組ふる事ふ成ふり結ふし
乃物乃上ふ矢代をふりかけるまあるは正義まあ成他流の後に用へふ
す神ふりと云名をは射ずして神ふりて居る意也

奉射

○一奉射　射手方用書云歩射とは射手ふかちだちの想名也組是は四会名
ふは神事あとの射六人して射るばかりをぶやと組ふるあやまり也
又弓上を持射と云　貞丈云歩射は持射は射手六人して射る名目歩立て射る大的ふ的を射て
歩射も奉射も共ふぶやと組ふ人四会名の人は別を組ふ故歩射くいふを奉射と号
あやまりふり今世も歩射を奉射と云誤て大的のふを奉射的と云ふる人ふ乃
一奉射大的記云奉射之大的矢的射之次第
名也六人の矢数以上三十六也
一又云出立之事上古は名ばかし出立て出ふて射也　貞丈云出立は番の名也番の長老のふ名
一又云弓矢射は前ふ後ふ乃人ふて同じ弓矢を右の手ふ箭ふを左の手ふ弦ふて
陰ふ出ふ右の手ふ箭ふを左の手ふ弦ふて弓矢を射ふ
口伝ふ云　貞丈云此外ふ事共ふ諸流ふて作ふ常の方ふ諸ふ

○一 三的 射印拾遺抄云三的の事大中小三をなべて立るなり拾小を上品
て中大は五方のりなりて立る也串は的一つ一つあるべし但五拾は射る
ばかりのりるりとあるべし 三的のあらひへ入る矢は立る也
るべしもくし的三射乃事と云の事は小的を射るべして次第よ
ることをあらて射法正しし

一 射印持長記云三的の事大小中三合揃ふの立いつれも串一完に少を上
ふ大なるを中とをふ次よ射るものはよりて可立猶員の事は小的
はなく中はそれなりおく大なるは拾ずし的三の方へ入る矢はそれ的し
一 ある忠国書云三的とふ流儀なる乃事也又歩立は小的をそなへて射をも
三的と云なり

一 国的国書云三的の立様の事大なるは後中程的を第ちひさきは乃上なる立
へし的の寸方いう程とは定へすん但なるをは八九寸かすへきなり一寸半て
なりて強り二寸長へきも 絵の如し 拾はどれも大的をおいくべしと
かりとりまび見物串はそれさもも也串三ほそなるもの 番場なるべし又は的
を一完串まそなるもの 又ハ的
なる拾は立へし 濃

三的

一又云三的の寸方は小さい八寸半中の八寸半大的は七寸半立板は小さい一の上大なるハ方の下中の八後の下半三つすてそれも射て長
一又云三的の時人毎によるちひさきを思ひ出すと長と十万賀茂　法
一又云三的の勝負の事大なる的三みがけるを中の八めみちいきい
十あてとりけいいり程ゆるもあるとそれ〳〵おとる〳〵大なる的い
御手紙　伊勢氏伝　法
一又云三的の立板ちいさきハ一の上中の的ハ方の下大なる後の方寸立板半
一つまてそれをみて立なる事　半ハすてそれもよい的の合あをそれも
半の方上ハ立板ハ寸立板三の的をそれ〳〵ちいさなる立板ハ
立板〳〵半のもとそれ〳〵ちいさなるまるをそれ〳〵方ハかりの和の
方まてそれ〳〵ちいさなるをそれ的をそれをみて立ると紙ハりをて絵ハ
唯の小的の時も同前　法
一又云三的の科是のちいさ板の事ちいさき同ちいさき射るに地ハ
大なるも中なるも主的く又ハ〳〵地なる的〳〵芸なるかけ科是我と
是人の方なる出是　みとの的まても勝負なる地をちの射る例式の小的
の射板出〳〵板同前　三矢出矢をの板〳〵同前　出矢も矢一つ地なる的〳〵

一三志摩国書別紙云三的の〳〵ハかをちに同なる〳〵まとの立中〳〵
二的の絵の出板〳〵〳〵〳〵〳〵〳〵〳〵　頁式云二的ハ中と小なる
ふたを云なる

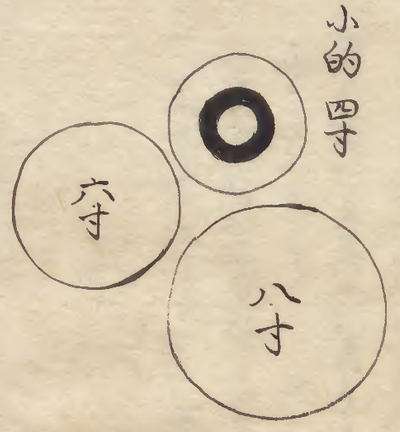

〳〵よりものこと〳〵三つ
なる〳〵てそれ的乃絵々
いりものこと〳〵出是〳〵二
的なる出是〳〵

一弓法秘伝開云或絵ハ三的と云なる大中小三つのなる小立なる勝負ハ射る
時ハ小賭ハ中なるを中なるも二の次大ハ又ハ次やはり是ハかりなるなるて絵常の的
又中なるも常れとも〳〵三つ立なる的の間射入るハかりなる〳〵をとりハ
なる〳〵すり〳〵をとりなる〳〵
一弓馬三冊云三的勝負の事大なるを十文なるなるハ中ハ廿文小ハ三十文ハ
てなる〳〵十文なるは射なるとも廿文なるなるハ中ハ廿文小ハ三十文ハ
なる人あるハ十文下出十

文ハうちとゝのうめけるゝ徒ゝ不等用るゝ

一 又云三的乃立様此分一三三を前後てゝうる流るゝ不可用此分ゝすハ
不定射るゝ心ゝうせゝ
但大方は分不能

一 小的事云三的の事的を三ツゝてゝ射ゝ射ゝ常れ小的よりかゝるゝ次的
乃すゝ法ちいさき的事六寸八寸三ゝ的也 大中小三ゝ事ハ二ゝてゝ三ゝ
三ゝ的ゝゝハ常のゝゝゝ

一 又云三ゝ的ゝ的一ツゝ矢二ツあゝゝゝ射たゝゝハ射るゝ的ゝゝ三的ゝ射ゝ
ゝゝたる矢あゝゝハ三方へ出ゝゝ仮ゝても一の的ゝハ射ゝゝゝも二方又
一方へ出ゝゝ又三並ひゝゝ的の間へ入ゝる矢ハゝゝゝゝ也をゝゝすゝ不及と
いゝゝも人不審乃ゝ言乃ゝゝゝ

一 草鹿 法量ハ云草鹿事鹿の磨長サ一尺八寸廣サ八寸ゝびの七寸七分 異本ニ八寸五分
寸五分ゝゝの長サ三寸ゝゝゝゝゝゝ星七ツ矢あての星 星ゝの定 ま
乃の星ハ星ハ矢ゝゝゝゝ 矢の後ゝおのゝ 星ゝ ちハせゝゝゝれあひ又寸
ゝゝゝゝゝゝ

胴の手形も之れ何も同前と一ツ形にして射へし 流

一 弟庫いきりとなして一ツ長く射るる圓的や書の流九相の郭と記す見合

一 圓的や書云九相弟庫の所ゝ之るものの矢の内法の半ハ竺郭の内法

のごとくもてなすへし 流

一 九相弟庫ハ胴の仗尺ゝ之る圓的や書の流九相の郭と記す

一 九相弟庫ぶりゝ此射様圓的圓書の流九相の郭と記す

一 小的九相弟庫ぶりゝの猪負ゝ小

的乃郭と云ふ

一 又云九相弟庫射ゝ射人数あゝ出くるゝ時い矢代を振と一ツ並へてあり

てをありゝ之ゝ又人数を射るハ圓的ゝの時のゝ矢代を振て射へし 云本流別記

一 又云九相弟庫九相矢番のゝ乙ゝ中へ一ツ形に胴ゝて射

へし矢番を何も同ゝ 流

一 又云弟庫ハ形朝の時代より始也物の稽古のゝ為せられゝ様

夏時ゝ庫の立ゝ様ゝ云程ゝ是をい世也夏時のゝ為ゝ立ゝる

庫ゝ也をすゝ庫の胴の長サ一尺八寸ゝ也一尺又ハ八寸ゝ

流 流量相ゝ尺ゝ

一 又云弟庫長サ三尺八寸ゝ八寸ゝ又ハ八寸ゝ也

一 又云弟庫の長サ三尺八寸ゝ之ゝ也

如斯善長のゝ為ゝ流量ゝ之ゝ長サ三尺六寸ハ之ゝ

一 又云弟庫をハ一ツ目ゝ当射へし九相も仕へし 兵部卿殿伝 仙源抄

一 庫ゝ云ゝ之ゝ九相弟庫九相獨弓の稽古

一 又云弟庫九相かち立て射る

一 又云九相弟庫ハ板ゝ中へハやゝ(ハらゝ)庫の毛を入る

一 云忍や書別記云弟庫弟相も的あゝ

一 流量相異ゝ云庫の暗長サ三尺八寸竺分ゝ或ハ七寸六分面の

長サ三寸六分せゝ之ゝの竺七矢あゝの竺

あゝの竺七前後ゝ竺四ツ乳せゝ之ゝ

しゝ引ゝ之ゝ二ツ乳あゝ庫の

弾弦あり内ちの竺ゝ九相ゝ同ゝ

一 弓流形書ゝ云矢あゝ之ゝハ弟庫ゝ

ゝハ四ゝ中ゝ之ゝ弟庫ゝ

一 弓馬之冊云弟庫ゝ掌形朝の代冨士の牧狩の時裏野の草原ゝ而ゝ之ゝ

庫を射る。面白きことそれなり。後弟庫と名付て初てうらせあるとて
しうこれを弟庫と是ゐるべき。弟源き所る庫の立てる所（作先）
一小的事云九物弟庫を或よ物ゐる一てもの形ゐ出て射〳〵又一て眉のよし
又矢所と眉とつゞけても弓若甲矢とも乙矢のうそうしうるそいゐ
一てもいくらうしうる射よの事〳〵
一又云校物弟庫九物ゐゐゐ白木をゞ白木射ごきゐるごゐて射〳〵自形
白木てちゐきゐ所をぬりちにく射ても白ちをとゞけて射〳〵
一又云九物弟庫乃矢ハ一てゐ（きゐ）同矢ゐゐハ中間ゐ（小者ハ略後）
一又云あつちのをきちゐ校十てゐ手て十校ゐ弟庫と或〳〵校物同じ次ゐ
堀の左小巻り弓定但廣サハ弓校ゐゐ紐ゐ巻サハそれゐ巻てつゐすし
小堀あゐ〳〵す首ハ九物弟庫ともすゐ土ゐごゐきあげて射〳〵又云事と
堀との弓一校ゐゐ近ゐ〳〵ゐゐゐ〳〵ゐ〳〵ゐ〳〵

弓馬三冊
革康の
図

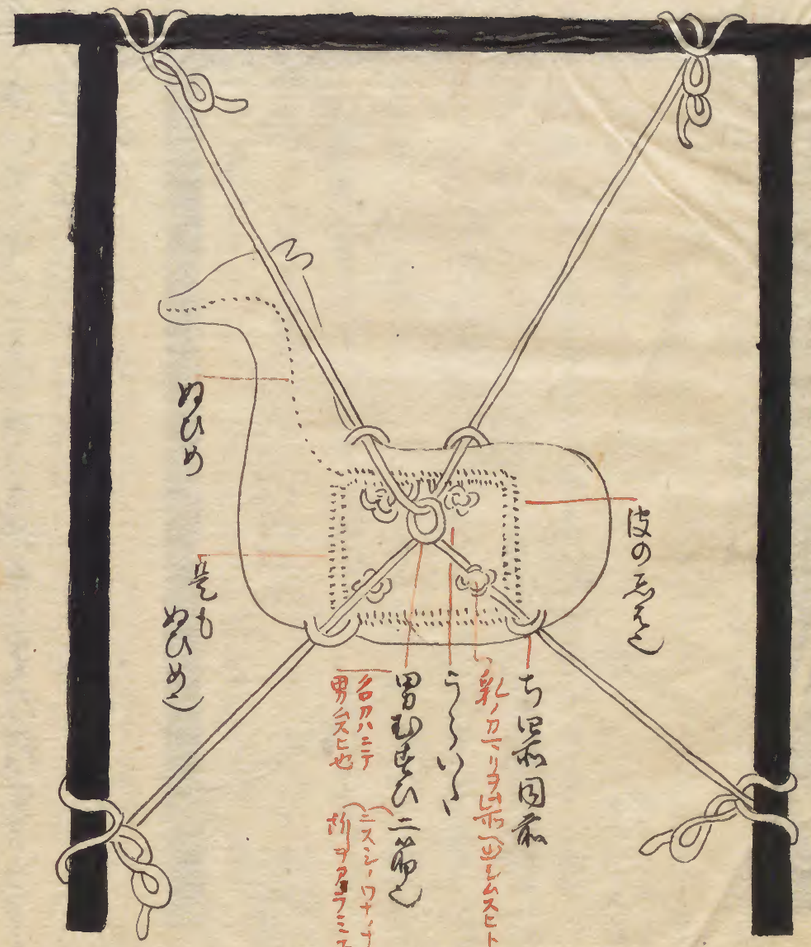

○一 圓物 射所指長紀二百袖以下之事革康及射手見之事 全部記ス

一 又云丸物乃寸法事何ノ方ヨリ乃ヲ法量物ヲ在ル 上及須弓ハ的ヲ
て射之 赤漆ヲ矢ヒヒリかゝる 蔵をつひめ目ヒ的ヒ弦をみめれハ
丸物革康ニ ささ物射ヨリ
一 法量物云丸物事ハ八寸矢たり写 れんせんの後之
巳尺ニ寸ニ立串ヒ上三尺七寸 異本考 横串 タバカリノ定之 巳尺 的ヲ
杖十一杖 手ニて十杖 三寸立串とあつちとの名 一杖 あつちの名をサヒ
一 ヒる思 異本ニ十杖ニ当テ九杖ニ当ル
一 ヒる思 異本ニ十杖ニ当テ九杖ニ当ル
一 圓書云丸物の記ハ丸物射ヒ
ヒ
一 圓的圓書云丸物のかたちそれの事様ハ的ヒ
何ニハあつち物ヒ下かゝ
的ヒ 笠ヒ弓をヒて的ヒ
あつて 的ヒ
の事すもヒ
ヒ
矢ハ的ヒ
的ヒ
的ヒ

一又云丸物弟廉うけ申候ハ出ようと守候いつれも打申候ハ
弟廉ハ丸物の事ニ候ハ
一丸物ハ圓的のゆく矢代ようて射る圓的ハ書の流弟廉の部ニ有
一圓的圓書云丸物弟廉ハ圓的のゆく射きりきりを定て射ハ為的乃
ゆくよ一又変定て射ること
一又云丸物弟廉の物ようもつまの矢の沙汰乃又笠懸の射乃沙汰の
こゝゝゝ
十又云丸物弟廉ハ四目ようにて射る射よ右のうら乃ハ
まハ射さげて的の下へ行ることを
ゆゝも又ハ上ゆゝも的のまうまてを
一又云丸物弟廉ふり〳〵の射法の事矢代をふりて小的のゆくよ射ハ人
数ハ不定ハ小的のゆくよ
立アリ
ありて一の後ハ定て射ハ二番の射ようて射る人前ようて射ハ次第〳〵ハ
一小的丸物弟廉ふり〳〵ハ勝負きしたをしとゝゝ圓的書の流
小的の部ハ記ス
一又云丸物弟廉射る射人数多くゝるとき射ハ矢代を振ハ一定ようて立ち
ゆゝ矢代を振て射ハ言後別
一又云丸物弟廉矢代のゝ一ハ物ハ冒ゆて射ハ
一又云丸物乃たゝれ事ようて編ようて新矢ハ笠懸の矢同前也
矢サイ
沙汰の矢と同事〳〵
一又云圓丸物〳〵ハ丸物を圓ハ射る矢代を振て射ハ又丸
物を言ようかゝて云ハ
矢サイ
又云丸物ハうちようの物ハ
拓ヤウナリ
ようもけて

一又云九物笠懸の的信濃也　貞丈云白アサギ黒ヨツセ ミツノリノ縄ナリ布ナリ

一又云九物ひつちよ袴とがきかくるるハ布武の仰ありてふ〻〻それの射そ

貞丈云手ヨカキトハ子コダトヲムシロノ事ナリ

一又云九物の射よ一ノ宮目よりて射ハ袴とがきをあつちよりみて射〻

又あつちもこれをもつて射ハ袴とがきをうしろよりみて射るなり

一扇流云ちさみ物矢弟庵九物獨弓の射なるなり

一又云弟庵九物かちうちて射る

一又云九物弟庵うゝハ板ゝ中へハやりゝ庵の毛をひく

一射境云正治ゝ比於流鏑馬被射始ゝ

一又云矢兵物を遠笠懸の風流をみて初元の人よ矢示を忘しめんうたゝ

獨弓矢の射法ハ於て別の子細なり他家よりいうある矢の射法ありとも

貞丈云当家にてハ小笠原伯耆守殿

奥えうゝ〻ハ習なり

とも当家よりさのゝ射法すへき事なり

一又云兵物を三度弓ハ射るなの流儀の事ハ的のめくるゝ〻一番三度

弓の射なるの人数ハ六人弓を節あるゝ〻立ハ的のめくぬゝ〻矢の

たいそうも分お習なるの矢ハ一ノ宮のどんぐゝありとゝ〻とも見る人色

又知ゝ〻とゝ〻たやすく用なるあるゝ〻矢のゝ〻らくゆゝ指所の木

おゝ〻射ゝ〻ゝ〻秘の大事なるゝ上常ゝ用言ゝ〻ハ侍若ゝ人ぬゝ〻一

番目又神社一ノ宮ゝ〻射ゝ〻ゝ的のめくるゝ射るゝ又ゝ示猪貝ゝ射し

人数ハ新宮ゝ常天ゝ但ゝ〻人数ハ六人ゝ射ゝ的ゝ的ゝ的

一又云矢の法量と事矢の相撲八寸まんせんの内三寸矢たるように
すちは長サゆひ二ふせ樺巻ゆ八間より巳八寸立巻出より上三尺七寸
土井入分一尺二寸外巻ひふくさ巳寸巳分樺巻ゆ八間より巳八寸
さて長くあるべし土巻入るゆい八角あるべし

一又云あつちのるサ三尺九寸ゆ巳巳八寸あれとき巻の厚サ三分ずつ
上の横ハ立すとりまりまりまり可築あるべ
ちかたびかりて尺てよれ樺ゆ可樺

一又云的のしろあつちのきとりう的の赤弓杖一杖弁石のすらぬ
こすあをあつ〳〵とろ〳〵へし

一又云矢さしの事的よあるうてそ矢保ようるて落ちとも矢そろめも布巻の
巳矢さ的よあるうてそ矢保ようるて落ちとも矢そろめも布巻の
毎ゆ長ゆ樺ゆ尺矢八寸中二分三分もそすそ毎ゆ〳〵らすハ平
中ゆとひ又矢巻平巻ふ〳〵らすそ矢〳〵とも矢ゆ〳〵えずし
て後ようそ矢を物〳〵ふそられすおゆり物〳〵ふあるうて
あるべし絵ハ矢の元絵矢事ゆるれ樺て矢を物すべし矢物のむ
以肝要〳〵るべし縄ゆあるうるる矢ゆるて事るるゆめ〳〵ゆすそ矢のいろ

方へと落〳〵ハいそれをハいそれとハいう〳〵

一又云弓ゆ的のうゆ絵のうゆ的樺の蓋ゆ巻て おて すゆ 矢絵ハ的をう
ゆふ巻て巻て的縄を的のうゆ的のうゆ的樺の蓋ゆ巻て巻て的縄を的のうゆ的樺の蓋ゆ巻て巻て的縄を的のうゆ的樺の蓋ゆ巻て巻て的縄を

六寸之串八寸ゝり上三尺八寸土ゟ入ゟ一尺二寸ゟ之ゟ口一寸二ゟ平革。布左
のある面ハをふくろ笠ゟ之ゟ

一 又云圓的ハ七寸胴貫の附て物

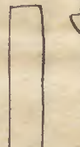

行ゟて割へしゝをハ丸めて黒ぬる(貫ハ圓的と同ト くして長サ9同前
右射法とゝゝり是ゟて此面の書ハ無ゟて ゝ本ゟ應永廿一年七月十日小笠原伯耆入道與元判と
あり 是ゟ考ゝめる 面為除く 本とありて ゝ本ゟ蓋し此於 流鏑馬被射始ゝとあり 小字ゝかき 多り

一 法量ハ異本云丸物の串行ゟて打ゟ 前の串ゟ上(ゟ)て 巻ゟて(ゟ)後の串
をハ下ゟ ゝ中ゟテ切ゝ 細ゟ おゟ ゟて 二ゟ結也

一 又云丸ハの縛 裏板八寸矢たゝり 留ゟん せんの事 但ゟん せんハ白ゟを云
黒ハ ゝ

一 ちゝる ゟ云ゟ的の串ハ白ゟ ゝ(丸ハの串ハ白ゟくめる ゝ志中ゟ書同ゟ)

一 弓法秘伝ゟの書云丸ハ射 ハ白ゟ 神殿又ハ百ゟ めゟて いる ゟ時ハ 序矢を 羽ゟ
方ゟて 右のひざゟ ゟ せゟ ゟて 巻て 射ゟ 矢を 下 射ゟ
弓法秘書云丸ハをゟん 射ハ 横串の 毎ゟ ゟん せんを上(ゟ)て ゟ ゝ 板を ゟ ゟて
黒ゝ 丸ハを ハ中ゟ上ゟ 二寸ゟ 白ゟ

一 弓法秘書 ゝ 小丸ハ矢ハ 先の 弓ゟ ゟ ゟ 矢ゟ ゟ ゟ 今 黒ゟ ゟ

一 又云丸ハの縄をハ黒ゟ ゟ あゟぎ 三色 ゟて 三ゟ ゟ ゟ ゟ ゟ ゟ 布を 二色 ゟ 染ゟ

一 又云丸ハをハゟくるあゟぎゟ ゟ云ゟ 丸ゟ 二寸の的 ゟ 高ゟ 中 板 同前

一 又云丸ハの串をハ前の串ゟ ゟ ゟ 上ゟ

一 又云丸ハの串ハ黒ゟ ゟ 大的の串ハ白ゟ

一 弓馬三冊云丸物の串ゟ ゟ ゟ ゟ ゟ ゟ

但一尺二寸より五寸迄(九曲)九曲或の寸法八寸の下ハあんすまとして可射(定作ら
すあり)八寸の寸ハ寸ハ寸ハ

一 ぶゝ〳〵 圓的の書云ぶゝ〳〵ハ本式なるき相と略義の事と九相の事と
かけて射ると立すしりハ少うるくかくへし 法

一 九相の事 ぶゝ〳〵 射法圓的の書の流 九相の部なるもの

一 小的九相の事 ぶゝ〳〵 勝負ようきたるしるしとなる圓的の書の流
小的の部にもあり

一 言思の書別紀云ぶゝ〳〵 寸法あり あるようをて射ると ふゝ〳〵 皆
乃星をなのる射ハ切ゆして 射へし

一 又云あるちと串と間近
き射の矢の事 法ハなるは
きと作ハさきつすりたゝ
矢をず的の前ハ射りへき
乃定ハさとハあるゝすと
なるのせん

あるようあるゝ
ふりゝをいゝ
乃也は矢をハ的
法あるゝゝ

一 上賢抄云ぶゝ〳〵と云て九相あるどゝもちいさく的をハ四九相のゆくゝ
ゆて射るゝもそをハす法定ゝす縄の射法ハよる乳二あるゝ

的縄を付てよこ串ようけ〳〵横縄いかく上てぐり〳〵面に考てあくりて
横串の間乃目をくるくるとまきつけるありそれを的を中して又射る
しけ的〳〵所はたち矢ゆるゆるゆ紀地是は中古の人の志ゆゆ〳〵る仮に射
るといえ丸物ゆゆゆゆゆゆ的の寸法的のくみ様法式あるくり〳〵仮いろれの云乃
上ハ六寸の巻に細ふぶり〳〵と同〳〵まりみへ〳〵　真文云ぶり〳〵も丸物の紙のごと
これ矢三中まあれば的とびよりて横串まくる〳〵と絞巻き付〳〵しをぐ〳〵まあれば的とあ上
ら寸横串まきつけすて巻〳〵と巻つこ玉串まあ〳〵て横串ま巻〳〵枝巻きを巻とすりり
弓馬三冊云ぶり〳〵根本〳〵ゆゆ枝に射〳〵ぶり〳〵ぐ〳〵ら〳〵面〳〵不定仮

一　又云是ハぶり〳〵的のすハ
三四十ゆ間ゆ〳〵不定仮先
ゆゆ〳〵大きゆハゆゆ

真文云的の乳をゆ〳〵枝乃方ニゆゆを
引出〳〵て分きハゆゆの面ゆゆむきて悪〳〵
的ゆのゆきゆ〳〵ゆゆ枝〳〵ゆ七分半
面乃方〳〵ゆゆゆゆゆゆゆゆの金〳〵
とすぶゆ〳〵ゆゆ枝の外〳〵引出て絵〳〵
ゆゆすれハゆゆその面ゆゆむゆゆ〳〵ゆゆ
丸物ゆゆ〳〵ら〳〵ゆ間

弓馬三冊
ふりの図

中ノ寸法ハ多ハ力リ
定ニ八畳記ロ行ニより
大的ノ部ニ記ス

ふり〳〵の
ゆ〳〵のく
ゆ〳〵ゆい
ゆる図

丸物ウラ
クリヤウモ
同之乳ハウラミワナアリ

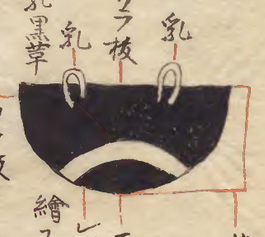

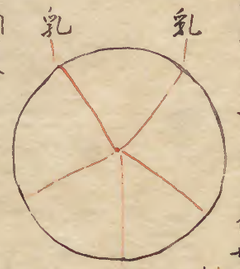

紙高サ九キ玉ヲ中ヨリ二ツニワリタルセシ

右三冊真文私ニ加之

一　笠懸矢沙汰記云始是〳〵ゆゆ〳〵略筋也是ハ的を射て後の まき〳〵を勝負
ゆ射ゆゆゆ精兵ハ海ゆゆ〳〵ひ数ゆゆ〳〵ゆ〳〵是を賞翫ゆゆ別紙ゆゆ

○一 校物 貞丈云ヘテ串ニハサミテ立テ射ルヲ中物トモ云 射手拾遺抄云 そくさゝ 射物を立也

板ニ引キヲ持ヲモ用ル 板 板とは方四寸 板ハ板にあの端をささえて射をいる（ルニナリケリ）ヨミキナリ

小 ゆみ 方四寸の板を立て 板の中に一回串もたてゝ 板の中に一回串もたてゝ 板の中に一回串もたてゝ

一 射手拾遺抄云 貞丈云ヒサミ物ノ本説ナリ ベシ 貞丈云此四寸四方の板を横にしるを式の板なり云 切チコシラヘル ハ四寸ト云

射手拾遺抄云 貞丈云ヒサミ物ノ本説ナリ ベシ 貞丈云 板を二枚ささえて 切目を前乃

ハ板にて串ハ竹にて 竹を横にうゝをもちゆ 面を横に切て すゝをささえて 土の

上四寸 上四寸 可立 立 立

一又云串小あるゝ矢の〻四寸挾板立て後ゝ串を射るゆ有てさゝもれ
立ゝ有ゝゆあるゝ矢ハ弼のあるゝ弼ぬゝ出てさゝ板ゝのゝゆあ
ゝる矢ハたゝるもゝ弼ゝ

一さる忠ゆ書云てさゝ板射射もゝ記ありてさゝ板射もと牛ゝて
一扇撓云てさゝ板矢弟の藤丸板獨ゝの辨物ゝゝ
一又云四寸ゝゝ大小を云ハすこかゝを四ゝ切て立てを云ゝ 貞丈云こゝかゝハ形容ゝ小角ハ三寸四方の形容ゝ
こゝくゝトかゝ文ゝあるハ形容ゝあるゝきのあやまりゝゝ

一さる忠ゆ書別記云串ハ本ゆても竹ゝてもするゝ串で茂ゝゝき板ゝ作ゝ
又云てさゝ板立てゝ ひろさ四寸四方ゝ切目ハ茶の下ゝ板めを二ゝゝゝ
きさむゝ串れ長サ二寸上ゝ立てさゝ板きゝハくゝゝひをみてはさむゝゝゝ
立へ

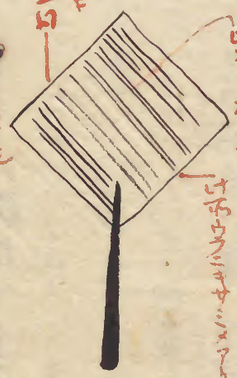

一四寸ゝの串ハはさゝ板を四ゝきりて板目をさゝゝつけて立へしくゝ長サと
きて板もあゝゝゝるゝも挾板と同ゝゝ 貞丈云てさゝ板を四ゝ切ハれ茶を四ゝ切の半返ゝ又さゝゝつけてのてゝまにゝゝりてゝもゝ
ゝ式の挾板

ト云ハ彩ゝ白すゝ四方ゝ檜の本の板を刻て作りゝるを云ハ式の挾板ハ板厚サ二分ハかりもあゝ也ゝゝゝまきさみゝ
を付れゝれやすき為すゝ(四寸ハ式のてさゝ物の器也八すの四ゝ切て立てゝ)これハ板ゝすきゝ
ゝゝゝゝゝきぶゝゝゝゝゝ板ゝハ差別あり古書ゝゝ
差別を云すゝ記ゝゝゝゝゝ

をそ立へ一切弾一より前くよせて立へ

一 又云挟箱あるうそろれの弾ささひあるうて射ぬきうともうれるいあるうに切一切間そうをきさむもうう一さんがあ地矢丸ひて射ぬきうる矢をぬきさ海よりおりうて矢をぬくれるるあり

一 射手方南書云かるりけあそもうすおりきあそも弾よそさそて立てそさそ箱ふいすぢかへる角をそさそて立てそさそ箱ふの弾の方地如へいろ入ともいろ

そさそ箱を弾よそさむ方法量ハ面き地もさそ箱の板目の方を面方を切りきさむ以次ぶ弾ハいろ箱ふ方をいろるあそふ行しる不知ふそその元ハ何を弾ふ切ふ法量の物ふれハ何物をさして弾ハいう箱の物ふ人さそふ

貞丈云射手ハ長花ハ長花ハ長花

きざミ（紙ヨリ）ふそゆゑ〳〵又ハ中ハ何ハ事を立中を為もしらみそむもびかゝる
何もそさゝ為ハ神頭ふそ射〳〵
一 ○法量 板乃夾物乃あくうそろれの事〳〵中よあるとも髮すゞ程も
かゝりて為すハそろれと髮ゝゞ程も爾て出す為ハあくうと板をさざむ
事ハ中あり
一 又云夾物の遠サ七杖ハ元中也ハ元中〳〵ハ一杖乃半分乃儀と（夏文云そゞ一ウミテ考）
一 又云そさゝ為立る事廣サ四寸也（夏文云長式乃挾物之四寸四方乃板なり）立る何ハ切目を前の方と為し
て立〳〵板目ハしろの方ゑ成〳〵きざミ中の為ハ方ゑ〳〵きざむ〳〵きざミ不ハ板目為方ゑ〳〵きざむと板目ハ長
出の上方ゑそさゝ為ハ方ゑ〳〵きざミ（際）ハ方ゑ〳〵方ゑ為ハ出の方ゑ〳〵の儀
ゆ法量為〳〵事ハ何ゑも出〳〵ゑ〳〵法量為ハ出の方ゑ〳〵ゑ〳〵方のさきをうゆそぎ切ゑり
ゆけて夾物〳〵凡一寸半ゑさむ〳〵為シテ或ハこのそさゝ為の事ハ著（タツ）成
ゆ〳〵法量為ハ〳〵〳〵あり（夏文云法量物ハなり）
一 又云中の事ハ前の夾為を四寸中〳〵ゑ也ハ立板そさゝ為同前〳〵
一 又云九寸ゑ〳〵夾為を九つゑ切〳〵ゑを立板同前（夏文云右四寸九寸の事ハ以前乃式乃儀と異と混乃夾物とあるハ誤也以前の二寸を中間の形式乃儀と改〳〵諸家多りてそさゝ為の儀と異と混雜ゑる也ゑゑゑて事ハ九寸の事ハ手〳〵射作特長記の説ハ正説なり）
一 弓馬三冊云そさゝ為ハ為色也事ハ弟ハ伯の花ゑそ〳〵あれ花見れゑ〳〵
者ゑ多紙風流の為ハ事ゑそさゝ為ハ立ハ挾為乃あハ小笠原
乃為〳〵ゑ多
一 又云そさゝ為ハ四方ハ定〳〵為〳〵いそれハ昔ハ射作（拵）ゑ〳〵昔の
ゑ多射作ハ四方ハ定〳〵為〳〵ゑ也（夏文云四寸四方の板ハ式のそさゝ為也）
昔の〳〵射作四方ハ定〳〵ゑ也ハ中ハ四方ゑ板を為〳〵ゑ〳〵射作〳〵と云乃儀也中ハ四方ゑ板を為〳〵ゑ〳〵
ゑれを為〳〵ハ中ハ四方の射作を十文字と四方ゑ切〳〵て一つと云乃を為と云〳〵特長記ゑ記ゑ為ハ為ゑり
一 又云四寸〳〵ゑ〳〵挾為を四方ゑ切〳〵ゑ〳〵ゑ為ハ切〳〵ハ二寸四方〳〵ゑ四寸
乃為〳〵二寸四方〳〵ゑ大きゑ為ハ小さゑ為ハ〳〵ゑ〳〵ゑ四寸
方ゑ為ハ〳〵ゑ〳〵挾為の為〳〵ゑ〳〵〳〵〳〵ゑ〳〵ゑ為
一 又云挾為ハ〳〵ゑ〳〵ゑ為ハ事〳〵ゑ〳〵ゑ〳〵ゑ

百方の切目あるいてはれいせいかりげくもあり）たとへハ扶桑のふるゆ
がこゝ所あるいとゝ矢とびくゝばゝろ大的小的同事ゝ

○一 射手捨遺抄云 本の末ふ末の葉ゝ立る事根なりゝハの葉を立て射そめゝり何の葉ゝも
ゝさをゝさゝえて面を射ゝる立へゝ又番を立事番のゝせを上の方へ
てひろげてゝゝゝ中へくゝ立ゝ又番のゝをゝを上へなして
きびすの方をゝゝさゝて立ゝと何り何と矢ゝゝろ番のゝゝ如ゝ何ゝて
ゝ番の中へなゝ ゝゝて射ゝ又あゝひ見を立ゝもゝれゝを面ゝ
て立ゝ又ゝゝゝ立ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

一 射手持長記云本末葉ゝの葉ふいゝゝも面を向げて葉ふさきをゝゝ如
てゝさゝをゝさゝゝ立ゝ人の数ふある葉本の葉ふをハ只立近代ハかゝて
の葉ふをも立ぬ中ゝゝゝゝハせゝ何文 桐の葉ふハゆめゝゝ立へゝゝす

一 蛤貝蛤貝カみの方を面へ向てゝすさ方を串ゝゝさゝてゝと串をたゝ
めて射ゝげゝ立ゝ 元南ゝゝゝふてゝゝ立ゝゝ山ゝてハ其葉ふ岸のゝゝゝ
可立 聖ふていゝ葉の葉ふをゝ立ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
まゝゝゝ上立ふ串を長ゝてゝ立ゝ土の堆極ゝ在ゝてハ本の葉ふゝ葉の葉
何ゝゝと山へ可立

一 又云番を立ゝゝ入せをゝへ如てきひすを上へ如てゝゝを射ゝ下立

変物品ゝ

又皆の中へ串を入て是をもたせをわへさびすを上へうつを射ると可立
へ皆乃たせと云ハ元のさきれたてのようしるかをさし
又云扇をたて串地より一尺ばかりすは串をして二三回ひろけて立こ扇乃
紙をハ射ぬるこ うるめるとうるとて其の間を射ること 雁股にて射ること
又串もるてうるめきハ二すとへ入へ立こ 神仏にて射る初乃事
入るる矢ハそろまりあり初めるあるるる矢ハ初のうるあり扇をたてるも大事
秘るこ さるよりて 高名ハ扇
多ウガミ氏云フトコロカミ氏云アリ
るあるこを立る事 ハ事ハ家まる同 切目前のもへ ぬて可立そ
るる立こ 何とも切目を前のもへすぬ串いそるみ扇の同 あるうそれ
ハそるるあるうて矢とられいそるれこ中も能あるうぬれいそる紙も
にぐこいすも能てり初く又神仏のさきを立て射るそる紙を矢
めあるこハそるれ能あるうの同と云一説ニ
多ウガミ氏云フトコロカミ氏云ハナカミトハ是也 第三串ヲイルヲ見タリ
第ノ多ウカミトハ射ヤウカハルナリ 又云るるかのを立るるるあるうる 而串ヲ同シ
一 是も紀云たくふるミ立て ある射あるうるを芸ものるるるとして
すてへ細へくるをもりて すてへ一尺の扇こ知へすこ可秘
一 又云るるるを立へるるる

一 扇流云本茎の長ふを三寸根ようかて長ふさるとて葉の面を射
根ようかて長ふさるとて根のをふいものをふ三寸ばかり
一 高志国書別記云橘の花を三年葉の長サ何れと同事なる〳〵花の寸を考あ
てかて花のくきを葉にさしよりて橘さるはさきて立る色葉にてあさ
ひ〳〵又云〳〵ふ花いきとひとなずとも あり 〆〳〵

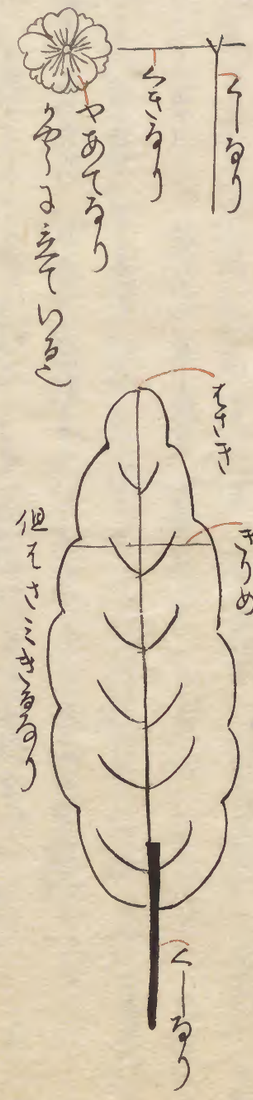

一 又云かーかして立るの矢あてるいきふを面を立る葉さきを立る
て立る葉の長サ同事葉ふさきを切て立へーう
ゆる立る色ふあうてだるあーぶ色ふるさずつずたあうり 〆〳〵
一 又云ゑみ立る事葉の長サ同事切目を赤へりなて立る色ふあ
うふあうすもあうだるあーふあうる〳〵てあうみの形月見
も色ふ定すと作ん
一 又云いとの色ふ立るの 色も葉に長サ同色矢あてるふ色ふありての方と立る

色ふくーるてといーのをふのくきを
てさきて色ふさをさげて立る
色ふさきちりなる〳〵
ゆーる立る色もあうふ同るの
一 又云あてび貝立るうひのふてきうすきナルヘシ
貝のこの入てうちを矢あてるする
貝のうすき方ふのちるある〳〵
ゆーに立る色あうふ色も同事なる
くーしの長サ おなー事なり
貝文抜本文は貝のうすき方前のちるる〳〵しとあり初〳〵ふ右の絵図書遠ろう又ひのふてきう
方をくーしるてきむとあるもあやうそふてきて方をてきこて いうすき方前のり〳〵いうずず
そのてふてきて方ふくーるてきられるうり 射
絵〳〵絵図をくきあーたむるり 射
将長記ふもうすき方を申ふたてきみて
ちげる立てあり前ーたるすて尺余〳〵

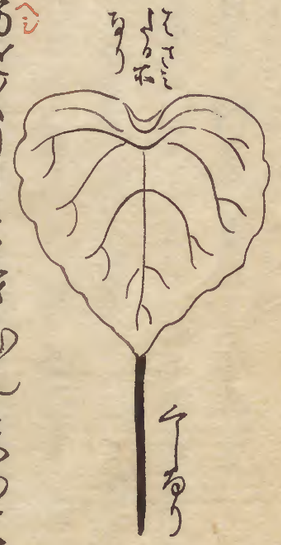

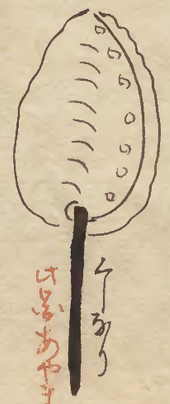

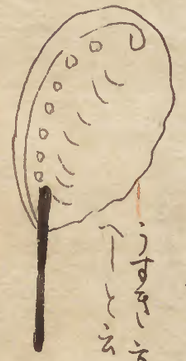

一 又云野山まて伊のまてもたてとあーふあ桐の葉前のふハ色ふたて
ぬるる〳〵又ゆーぶるの根るる色きあをとハ色ふのするを切て長て長サ尋ちる

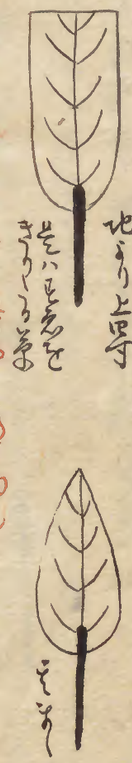

地より上手

ささ

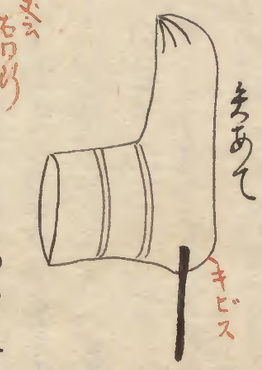

一 又云遠笠郡の的の代る皆を立る事也皆のうゝを夫あてゝきびの方は切り上て皆のそのをあて付て皆の図いと宋みも又何みもあるゝみて串を二ツ割て皆の中へあ入てをぢゝて如ゝ結さしてをけん皆のそのと二ツ有るとりあるをけてこゝろあるを立てをしは色こ前ゝ記る射手持長記ゝ入えゝり

一 又云はさゝ為いろ夫の串ぢんどゝみて いろ有り

一 弓馬流実云番立たてあびのさびもの方を挾て皆のうゝ付て夫面ゝ有るつゝさゝをとゝ立ゝ為て立ゝ又てるのゝとりさゝりて射手ゝ立ゝ的の串ゝは何ゝとてあびの図ゝうゝとゝこゝ付を串ゝて あ方より二ツ中へ入ゝ是も皆のゝゝを射ゝ為ゝつゝまゝさゝをとゝ為ゝ為ゝ立ゝ

自文云馬ゝ上ヨリサガリテ射トハ是小笠郡ノ射ヤウナリ是ヲ以テ梅入ルニ前ノ皆ヲハサミタル圖ニハ表ノ字小字書チカヘタル也此茶ノ本文ノ紙宜シキ也

一 又云梅梅ゝの花を立ゝ為ゝ常の串ハ楊ゝ為る花の串ハたてゝ為ゝて花の面を夫面へ為て立ゝ

一 又云いとの系ゝ立花ゝも系ゝゝを挾て立ゝ為ゝ面の矢ゝ為てゝ如ゝ為ゝ立ゝいゝの葉ゝ為ゝ限ゝすゝ為ゝをとゝ為ゝて立ゝ

一 又云柏の系ゝの立花ゝこれも系ゝ面を夫面ゝ為ゝて立ゝ為ゝ為ゝ立ゝ為ゝ為ゝ為

一 又云芒の穂のごとく立て扇（ハギ）萩もきをいんを切て立て
又荷（ハキ）の立花それまたあるまけるものれ一本の図をもまたする
切て二つ折てあれ端をとりて中をびて中を射る板より立て人をぬる
紙ひれ板はなもをもひて切て中を伏の板をもむをもて立るは定て
まるるをくいかあるうを切のをて一本さるをとて人をる板を立て

一 又云立て射ぬ板乃中板の穂の穂柳の穂桐の穂の穂の花 扇うちて柳
太刀刀道具又舟乃櫂をとを立てぬ

一 又云本をの穂の穂かあるうをれのるを穂は中であるうをる中るを射る板と立て中は射ぬ

一 弓馬風書云異紙切をを立る事あるを中るを別条

一 又云本の穂の穂の葉の立るるあるを穂ふを穂ふを穂ふを中は扶板と同るを

一 又云人の紋をを本をの葉の葉の事所をるを用捨をを

一 又云異紙をを紙をを立るを穂をを穂をを穂を

串図形色もそこなたる矢なりあるハ紙も切ずあるもあるそこなたる

一又云何ようなる花を立るる花の心を串ようなる心を表（あらハ）て立るる（ハ）ひあるうてなるものゝ中ハそこなとあるうとそこなるハ串ようとあるとそこなるハ花なと

一又云厚朴

花図形

花ずともあるうあるべし串の色サ図形ふの葉の表を表（あらハ）て立る葉のうらを裏（あらハ）て立る葉のさきもあるとハ長サハはみなるべしかはるとハ

のうらを裏（あらハ）て立る葉のさきもあるとハ長サハはみなるべしかはるとハ

すもあるうあるべし（此ハ射手ハ射手ハ勝負なるべ小射手も葉長けれハ

を切て葉ふの中ハ射手をてさきを立て立るるがゝ

一又云葉の葉ふ立るる射る方ハ葉の表を立る葉ハ切ぶ〜て

葉の方を交く葉を下へさげて心きの方をとゝ（あらて立る）葉ハ

切るあるる形ようなるべし余のあるるハ串も

長くあるへし

一又云蛇貝立るる貝の身ハ方を面（立る）貝の高りゝる方を上ふ

貝のゝすき方の細を串ようさすへし串ハ夾板ようにかいも立花図形

貝又云ハサミモく串ナリ何ヲハサムミモ用之

弓法秘傳用書ニアリ

「ワラ又帯ニ切リグサリ」

扇

一弓馬三冊云扇〜て射手さるるひ人の右ゝ串ハ射手ハ

一又云鞠を立て射る串ハ切て生るるハあり竹の根もくるる柳を

切て串ようする色ハ自然浦濱を串ようするさ射の葉ふり

一又云番の立花の事 番ふの事又何ようもあれ中前ゝこそ番のうるを地

うるけてきひものゝうを上へ切ゝてあひをひろげて地ゝ前あて番の

うゝを射さすへし竹ようも番ようも結へさゝみ巻りるるり

又番のうるを上へ切て番のうゝを表（切）て

番ようも竹ようもうりひて番ようもあるもの竹ようもうりひて

上へ立るるるる

あるを何のうしとせり扇をとるるも射るるも有る秘事と仰たる
なり〳〵伝あるべしす　貞丈云扇をとるとは射さるるうしろの方へも射
扇ハ是を射さるる知と云なり是を常ニハ射さるる
一弓馬故実云貝蛇乃かゝとをとるるゝ内乃方を矢長の有てうすく細
き方を挟〳〵立べし
一大永国書を野山内て行ふとも仰ありた本とハ桐の葉
たてぬるも也若ハいとの糸ふたてあるを革れ若ハ色じて　たてぬ
みているゝ〳〵てゆ〳〵大事〳〵又あそび貝立ある事〳〵秘事〳〵若の
葉あるゝハすゑを切てすて〳〵也サ事をとるとをとをきこゝて立
〳〵事ハ何のもすべし肥山をていらるゝす　貞丈云此本式ハ後水四角ニ刻ル事前ニアリ

国立公文書館
National Archives of Japan